

## 中古商品自動車の自動車税減免申請のお知らせ

大阪府では、中古自動車販売業者の方が所有する中古商品自動車について、次の要件に該当する場合は、自動車税を減免することとしております。自動車税の減免を受けようとされる方は、以下の点を十分ご確認の上、**平成 30 年 5 月 31 日(木)**までに、減免申請の手続きを行ってください。

(申請期限厳守)

### 1 減免を受けることができる中古自動車販売業者

減免を受けることができる中古自動車販売業者は、次の要件をすべて満たしている方をいいます。

- (1) 古物営業法第 3 条第 1 項の古物の営業の許可を受けていること。
- (2) 申請者が納税義務者となっているすべての自動車税（減免を受けようとする自動車以外の自動車の自動車税も含む。）について、①滞納がないこと、かつ、②平成 30 年度の自動車税を納期限内(平成 30 年 5 月 31 日まで)に納付していること(納付が 1 日でも遅れた場合は減免できません。)。

※ **納期限内に自動車税が納付されなかった自動車が 1 台でもあった場合、たとえそれが減免申請した自動車でなくても、減免申請したすべての自動車について減免は認められませんので、くれぐれもご注意ください。**

※ 納付していただく税額は、納税通知書で通知する税額です。

通知する税額は、平成 30 年 4 月 12 日までに廃車(抹消登録)された場合を除き、年税額となりますので、必ず当該税額を納期限の平成 30 年 5 月 31 日までに納付してください。

※ **やむを得ず、廃車月までの月割りの納付書にて納付する場合であっても、必ず、納期限内に納付するとともに、廃車月が遅れていないか十分気をつけてください。**

- (3) 地方税について罰金以上の刑に処せられ又は通告処分を受けた者は、その刑の執行が終わった日から 3 年を経過していること。
- (4) 地方税に係る滞納処分を受けた者は、当該滞納処分を受けた日から 2 年を経過していること。

### 2 減免の対象となる自動車

減免の対象となる自動車とは、次の要件をすべて満たしている自動車をいいます。

- (1) 平成 30 年 4 月 1 日午前 0 時現在、中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示している自動車であること。一般財団法人日本自動車査定協会(以下「査定協会」という。)により、商品である旨の証明がされていること。
- (2) 平成 30 年 4 月 1 日午前 0 時現在、自動車の登録名義が所有者・使用者ともに当該中古自動車販売業者のものであること。

(注)①直近の登録事由が変更登録などになっている場合であっても、取得時の登録事由が新規登録となっている自動車(新車・中古車とも)やレンタカー、大阪府外ナンバーおよび軽自動車は**減免の対象から除かれます。**

②減免申請者は、古物営業許可の名義と同一であるとともに、自動車の登録名義(所有者、使用者とも)と同一であることが必要です。代表者が同じであっても、個人(法人)名義の許可証で法人(個人)名義車両の申請はできません。

### 3 減免申請の手続き

- (1) 提出先……**査定協会** (下記(2)の減免申請書の申請先は大阪府大阪自動車税事務所長となっておりますが、他の書類とあわせて、査定協会(下記5参照)へ提出してください。)
- (2) 提出書類及び留意事項 (※は該当のある場合のみ必要です。)

| 提出書類   | 留意事項   |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 商品中古自動車証明申請書 (申請者控) (注1) (注2)                                   | 4枚綴り(4部複写)で1セットになっていますので、 <b>2枚目以降を提出願います。</b> |
| <input type="checkbox"/> 商品中古自動車証明申請書 (提出用) (注1)   |  |
| <input type="checkbox"/> 中古商品自動車に係る自動車税の減免申請書 (注2)                                       |  |
| <input type="checkbox"/> 自動車税中古商品自動車連絡票  |  |
| <input type="checkbox"/> 古物営業許可証の写し  | 2部必要です。  |
| <input type="checkbox"/> 対象自動車の「平成30年度自動車税納税通知書」の写し<br>集合納付の場合は、納税通知書及び自動車税納税通知書内訳書の写し   | 申請書の記入順に並べて複数台分のコピーをしていただいても構いません。             |
| <input type="checkbox"/> 自動車検査証の写し   |  |
| ※ <input type="checkbox"/> 平成30年4月1日以後、減免申請時までに対象自動車を売却等された場合、そのことを証する書面(売却等した後の検査証の写し等) | 申請時まで売却等された全台数分が必要です。                          |
| ※ <input type="checkbox"/> 古物台帳の写し   | 登録年月日が平成29年12月31日以前の車両のみ必要です。                  |

(注1) 1枚目が申請者控、2枚目が証明申請書となっています。

(注2) 個人番号(法人にあっては、法人番号)欄を設けていますので、ご記載願います。

### (3) 申請期限……納期限(平成30年5月31日(木))まで

期限後の申請は、お受けできませんので期限を厳守(必着)してください。

申請手続きは納期限前の一時期に集中しますので、ゆとりをもってお早めをお願いします。

### (4) 証明手数料……査定協会の証明事務に係る手数料が必要です。

※金額や支払い方法などは、査定協会におたずねください。

### 4 減免額及び還付時期

減免額は、年税額の12分の3に相当する額です。

ただし、平成30年4月1日以後、同年5月末日までの間に抹消登録した場合には、当該月割額が減免額となります。

なお、申請を承認した場合は、平成30年7月末頃に減免額を還付する予定です。

### 5 お問い合わせ先

- 一般財団法人日本自動車査定協会 大阪府支所 (※注 提出先住所がかわっています)  
〒542-0066 大阪市中央区瓦屋町2丁目3-1 岸和田第3ビル3階  
TEL 06-6762-4760  
FAX 06-6762-5435
- 大阪府大阪自動車税事務所 課税第二課  
〒543-8511 大阪市天王寺区伶人町2-7  
TEL 06-6775-1361(代)  
FAX 06-6775-1417